

就学援助制度のお知らせ

結城市教育委員会

結城市では、市内の小中学校に在学される児童生徒のいる保護者のうち、経済的な理由から、毎日の学習に必要な学用品等の購入費や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な場合に、その費用の援助を行っております。

希望される場合は、学校の先生、又は居住している地域の民生委員児童委員にご相談ください。

記

この制度の名称は

要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度といたします。

この制度の目的は

経済的な理由により、毎日の学習に必要な学用品等の購入費や学校行事の参加に必要な費用の支出が困難な場合に援助することで、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることです。

援助の対象となる児童生徒とは

- 要保護児童生徒 児童生徒の属する世帯（保護者）が、現在生活保護法の規定による保護をうけている場合、要保護児童生徒となります。
- 準要保護児童生徒 児童生徒の属する世帯（保護者）が、現在生活保護法の規定による保護をうけている世帯に準ずる程度に困窮している場合、準要保護児童生徒といたします。

◎準要保護者の認定

準要保護者については、必要に応じて福祉事務所長及び民生委員・児童委員の助言を求め、市町村の教育委員会において判断することとされています。

準要保護児童生徒認定事務取扱要項

第2条 結城市教育委員会は、要保護世帯以外の世帯の児童生徒の保護者で次項に該当するものについては、必要に応じて学校長、福祉事務所長及び民生委員の助言を求め、補助を必要と認める者については準要保護者として認定し、当該児童生徒を準要保護児童生徒として認定するものとする。

2 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた方
- ② 地方税法に基づく市民税の非課税又は減免を受けた方
- ③ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している方
- ④ 保護者の職業が不安定で生活状態が不自由と認められる方
- ⑤ 学校納付金の納付状態などが悪い方で生活状態が不安定な方
- ⑥ 経済的な理由による欠席日数が多い方など

◎準要保護児童生徒認定基準

準要保護の認定基準は、各自治体において定めることとされていますので、国や県からは、統一した基準が示されていません。従いまして、認定基準の設定が各自治体ともまちまちのため他市との比較が難しく、また、県や市の他の制度の基準等と比較しても妥当性の判断が難しい状況です。

このため、本市では、受益と負担の公平性を確保し、就学援助制度の適正な運用を図るため、県の奨学金・児童扶養手当及び生活保護の所得制限を準用し「準要保護児童生徒認定基準」を定めております。

準要保護認定基準は、準要保護者が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める者と法律に規定されているため、公平性・公正性の観点から生活保護基準をもとに作成しています。

準要保護児童生徒認定事務取扱要項

第3条 この要項に規定する準要保護者とは、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 就学援助費の申請者の属する世帯全員（同一敷地内の別棟に居住する者で、生計が同一であると認められる場合を含む。）の収入金額が別表第1収入基準額表の左欄に掲げる世帯人員ごとに、同表右欄に定める収入基準額以下の世帯
 - (2) 前号以外の世帯で、特別な事情等があり、教育委員会が特に認定する必要があると認めるもの
- 2 前項第1号に規定する就学援助費の申請者の属する世帯全員の収入金額とは、所得のある世帯員それぞれの1年間の収入金額を所得の種類により、次の方法により算出した金額を合計した金額とする。

(1) 所得の種類別収入金額

- ① 給与所得のときは、給料、賃金、報酬、賞与等の収入金額（源泉徴収票等の支払金額）
- ② 事業（自営業、農業等）所得のときは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額
- ③ 年金（遺族年金を含む。）、仕送り、扶助料等の勤労所得以外の所得のときは、1年間の収入金額

(2) 勤労所得の場合の収入金額

勤労に伴う所得（上記①及び②）の場合は、別表第2勤労控除額表の左欄に掲げる収入金額ごとに、同表右欄に定める金額を上記の収入金額から控除した金額

別表第1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額	備考
2人	201万円以下	世帯人員が8人以上の場合は、528万円に1人増すごとに63万円を加算して得た額
3人	272万円以下	
4人	338万円以下	
5人	402万円以下	
6人	465万円以下	
7人	528万円以下	

別表第2 勤労控除額表

収入金額	控除額
48万円未満の場合	26万円
48万円以上96万円未満の場合	39万円
96万円以上144万円未満の場合	47万円
144万円以上192万円未満の場合	53万円
192万円以上の場合	58万円

援助の対象となる費用は

- 要保護児童生徒 生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用（学校保健法に定める疾病にかかる医療費・修学旅行費）が援助されます。
- 準要保護児童生徒 学用品費・通学用品費・校外活動費（遠足、宿泊学習）・修学旅行費・医療費（学校保健法に定める疾病）・学校給食費・クラブ活動費（中学生のみ）・生徒会費・PTA会費及び新入学児童生徒には新入学児童生徒学用品費が援助されます。

○援助費支給単価（平成24年度）

区分	小学校	中学校	備考
学用品費	11,100円/年	21,700円/年	
通学用品費	2,170円/年	2,170円/年	1年生は除く
校外活動費（宿泊無）	1,510円/年	2,180円/年	
校外活動費（宿泊有）	実費額	実費額	交通費，見学科
修学旅行費	実費額	実費額	交通費，宿泊費，見学科等
医療費	自己負担相当額	自己負担相当額	結膜炎，中耳炎，う歯等
学校給食費	実費額(4,100円/月)	実費額(4,500円/月)	
クラブ活動費		実費額	上限額28,780円
生徒会費	1,560円/年	1,200円/年	
PTA会費	3,000円/年	3,000円/年	
新入学児童生徒学用品費等	19,900円/年	22,900円/年	1年生

援助の方法は・・・認定された方には、学校長を通じてその方法をお知らせいたします。

お問い合わせ先・・・在籍する小中学校の先生，居住地の民生委員児童委員まで。